

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	8. 環境・経済・社会の統合的向上	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 寺内 肇		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	785,060	977,682	994,858	
	一般会計	785,060	977,682	994,858	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【経済のグリーン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な分野からの税制のグリーン化や税制上の優遇措置等の経済的措置の順次導入、及び地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税(温暖化対策税制)についての検討、等経済的手法の活用。</li> <li>・事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責任投資)等の金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。</li> <li>・国及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や特定調達品目及び判断の基準の見直しの実施、及びグリーン購入地域ネットワークの構築や LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討・確立等、環境に配慮した製品・サービスの普及促進。</li> <li>・環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。</li> </ul> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援、地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。</li> <li>・公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。</li> </ul> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供。</li> </ul> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p>経済のグリーン化の推進については、税の優遇措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、与党税制改正大綱において、総合的に検討する、とされた。また、環境報告書、環境会計やエコアクション 21 に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつある。グリーン購入については、法の対象品目として、10 品目の追加と 46 品目の基準の見直しを行うとともに、第 6 回日中韓環境産業円卓会議において「グリーン購入」等、3 国間で協力関係の取組みを合意した。これらにより、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム(知恵の環)が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業についても、事業による CO<sub>2</sub> 削減効果が見られるなど成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより高めていく必要がある。また、公害防止計画は、平成 18 年度においても、計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、昭和 45 年度以降策定さ</p>
---

れた52地域から、18年度末現在では、31地域にまで減少しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)/地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。



### 今後の主な課題

引き続き税制優遇措置の実施に努め、環境税について総合的な検討を進めることが必要。  
 事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融グリーン化の促進、環境ビジネスのノウハウの蓄積、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目や判断の基準の見直し、市町村のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。  
 地域環境行政支援情報システムの周知と利用者のニーズの変化への対応、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消が課題。  
 NPO等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、CSR事業のモデルの創出・普及、パートナーシップ事業立ち上げにかかる手法の開発・実証が課題。  
 個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。



### 今後の主な取組

税制優遇措置を引き続き実施し、環境税の検討を含め税制のグリーン化に取り組む。  
 環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業者による環境報告書作成の及び利用促進、環境報告書の信頼性向上のための取組み、環境保全に資する事業への融資のマッチングの仕組みの調査検討・普及促進を実施する。また、環境ビジネスの市場規模等について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策を検討し、対策を実施する。グリーン購入について国等による取組を拡大するとともに、地方公共団体向けのガイドライン冊子等の作成や消費者に向けての環境情報の提供方法の検討を行う。さらに、環境配慮契約法の基本方針に沿って、国等の機関において環境に配慮した契約に取り組む、機構・定員要求を行う。  
 省エネ家電等の買換促進、国民一人ひとりの環境行動を促すエコポイント、環境負荷見える化等の取組を行う。  
 地域環境行政支援情報システムの質・量を充実するとともに、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進め、また、公害防止計画による施策の推進を図る。  
 セミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、成功したCSR事業の発掘・普及、協働による環境保全型地域活性ツールの開発等、国民の環境行動を促進するための取組を行う。  
 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策を実施する。  
 公共交通を中心とした都市づくり等、環境負荷の小さいまちづくりの取組を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

経済のグリーン化の推進							
目標 8-1	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。						
環境白書での位置づけ	7章3節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組						
関係課・室	環境経済課						
指標の名称及び単位	環境ビジネスの市場規模[兆円] 環境ビジネスの雇用規模[万人] 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%] ア. 地方公共団体    イ. 上場企業    ウ. 非上場企業 (間接)ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数[事業者] (間接)エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合[%] (間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%] (間接)環境会計実施企業(上場/非上場)[%]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	(H9 年度)約 25	(H12 年度)約 30	約 37	約 44	調査中	H22 年度	約 50
	(H9 年度)約 70	(H12 年度)約 77	約 96	約 103	調査中		約 140
	ア 38.7	38.4	41.5	44.2	( ) 76.1		100
	イ 22.9	29.4	64.7	60.8	調査中		約 50
	ウ 17.8	21.7	51.5	52.2	調査中		約 30
	10,022	12,867	16,000	18,809	21,224		
	-	-	-	22/2,600 億 /0.44%	30/2,994 億 /0.39%	-	増加傾向 を維持
	34.0/12.2 26.8/13.3	38.7/17.0 31.8/17.2	45.3/20.8 36.9/21.2	47.0/24.6 37.5/22.7	調査中 調査中	H22 年度	約 50/約 30
目標を設定した根拠等	基準年	、 H9 年度 、 H13 年度		基準年の値	約 25      約 70 ア 23.6    イ 15.3    ウ 11.8 約 30/約 12      約 23/約 12		
	根拠等	、 、 、 循環型社会推進基本計画					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b></p> <p>地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の経済的手法の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に十分な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。</p> <p>今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」にある「経済活性化戦略」の中でも、環境産業が活性化することにより、民間の技術・製品開発の活性化、新たなビジネスモデルの形成、新規需要や雇用の創出が図られ、それによって経済社会システムの抜本的改革の牽引的役割を果たすとされている。また、同基本方針 2003 において積極的に推進することが求められている「530 万人雇用創出プログラム」においても、「環境サービス分野」が大きな柱の一つとして挙げられている。</p> <p>持続可能な社会経済を実現するには環境への負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、事業者自身が環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。</p>						

### 【有効性】

経済的手法の活用については、自動車税のグリーン化(グリーン税制)について、その導入後、税制優遇対象車の登録台数や対象車種数の増加が見られる。また環境税について、国民の一人一人が税負担を感じることで、行動に変化を与える「価格効果」、環境負荷に対して費用負担がかかることを汚染者に恒常的に意識させる「アナウンスメント効果」、地球温暖化対策に必要な財源を確保するための「財源効果」の三つの効果がある。

事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。

環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格である ISO14001 の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成 19 年 3 月末現在で 2 万件以上となり、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション 21 に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成 19 年 3 月末現在で 1,400 件を越えている。

エコ/SRI ファンドの純資産残高は平成 17 年度の 2,600 億円から平成 18 年度に 2,994 億円へと増加している。SRI の更なる普及促進を図るため、SRI に馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、SRI の考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資(SRI)に関するシンポジウム」を、平成 18 年 8 月に開催し、約 400 名の参加を得た。

環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模が約 77 万人(平成 14 年度調査)であったものが、平成 17 年度現在で、市場規模が約 44 兆円、雇用規模が約 103 万人(平成 18 年度調査)に増加している。

環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国 1,887 の地方公共団体を対象としてアンケート調査を実施したところ、地方公共団体全体でのグリーン購入の取組状況については、町村のみでは 63.5%と若干遅れているものの全体では 76.1%の実施率となっている。(なお、18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)また、事業者については、上場企業は平成 14 年の 22.9%から平成 17 年の 60.8%へと増加、非上場企業は平成 14 年の 17.8%から平成 17 年の 52.2%へと増加するなど、取組が着実に進展している。環境物品等の市場形成状況については、例えばコピー用紙における特定調達物品の占有率が、グリーン購入法施行前の平成 12 年の 11.6%から平成 17 年の 34.0%へと約 3 倍に増加するなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。

### 【効率性】

経済的手法の活用によって、市場メカニズムを通じた経済的インセンティブを与える手法や事業者の自主的な環境保全活動を推進する際には、規制的手法のように行政の事後の関与を必要としないので、行政コストが抑えられ、効率的である。

また、経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討などの調査研究を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実施でき、効率的である。

事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

環境ビジネスの振興については、指標 にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものである。

環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。



<今後の展開>

経済的手法の活用については、環境配慮の促進に効果を挙げている税制優遇措置を引き続き実施し、地球温暖化対策のための税制のグリーン化において、環境税の検討を含め、効果的な方策について、総合的に検討していく。

事業者の自主的な環境保全活動の推進においては、事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、環境等の社会的課題に配慮された「お金」の流れを拡大するための金融グリーン化の更なる促進及び環境配慮促進法(平成16年法律第77号)等に基づいた公的法人、民間事業者等あらゆる主体による環境配慮の取組を促進することを課題としており、平成19年度のできるだけ早い時期に環境報告書ガイドラインの改訂を行い、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上等の取り組みを行う。また、SRIの普及促進及び環境に配慮する企業への優先的融資を行う等金融のグリーン化を推進する。

平成18年度「環境にやさしい企業行動調査」によると、消費者やユーザーの関心がまだ低いこと、組織内でアイデアやノウハウが不足していること、追加的な投資を考えるとリスクが高いこと等が環境ビジネスの課題として挙げられる。また、第6回日中韓環境産業円卓会議において、「グリーン購入」については、より多くの人に周知させていくこと、「環境ラベル認証制度」では、3国間の共通基準を構築する作業を推進すること、「中小企業向け環境マネジメントの普及」では情報交換を強化することが課題であることが確認された。これを受け、環境ビジネスの市場規模及び雇用規模について引き続き調査する。また、環境ビジネス振興のための具体的施策について検討し、必要に応じて対策を講じていく。さらに、日中韓環境産業円卓会議において、環境マネジメントを主なテーマに引き続き議論を続けるとともに、三カ国の状況を踏まえ、新しいテーマの必要性についても検討する等環境産業振興のためアジア各国と協力していく。

環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、さらに効果的かつ効率的に持続可能な社会の構築を図っていくため、国等によるグリーン購入の効果、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から評価し、今後の取組に反映する。また、技術開発の進行等に伴い、環境負荷低減効果の評価が非常に複雑な物品が出現しており、このような物品については、基準策定に当たっての客観性確保のため、厳密かつ複合的な環境負荷低減効果の評価を実施する。特にグリーン購入の取組の進捗が遅れている小規模地方公共団体、特に町村に対しては、小規模地方公共団体向けのガイドライン冊子等を作成し、地方公共団体の組織的な取組が可能となる情報発信を継続的に実施する。

目標 8-2	<b>環境に配慮した地域づくりの推進</b>							
	情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。							
環境白書での位置づけ	7章4節 地域づくりにおける取組の推進							
関係課・室	環境計画課							
指標の名称及び単位	地域環境総合計画策定団体率[%] 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO <sub>2</sub> 排出削減量[CO <sub>2</sub> 換算ト] (間接) 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数 (地域数) (参考) 地域環境行政支援情報システム(知恵の環)のアクセス件数[件/日]							
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	16.5	18.2	21.7	23.4	30.7	-	増加傾向を維持	
	-	-	-	7,300	集計中	H21年度	51,000	
	320(32)	316(33)	306(33)	287(32)	246(31)	-	減少傾向の維持	
	1,840	1,286	1,829	1,351	1,374	H18年度	1,500	
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい。 目標年度は全ての設備が完成(平成20年度)し実績が出る21年度とした。目標値は事業計画の目標値。 当該計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域は減少が望ましい。 全国の地方自治体の環境行政職員(1万5千人)が10日に1回アクセスすることを目指す。						
評価・分析	【必要性】 地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、環境基本計画にも見られるように、地域の特色、各主体の参加を伴った「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。 また、公害防止計画については、平成18年度末現在、246市区町村が計画地域として指定されており、大							

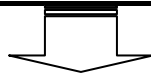
<p>都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b>  地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、全国各地の様々な環境保全に関する取組状況を容易に入手できる有効な手段である。近年、合併による市区町村数の減少によりアクセス数が減少しており、平成18年度アクセス数は1,374件/日にとどまり、目標(1,500件/日)を達成することはできなかったが、一定のニーズを満たしており本施策は有効である。</p> <p>また、環境と経済の好循環のまちモデル事業については、事業による直接のCO2削減効果や、整備した施設への視察の増加などの波及効果など、事業計画の進捗に応じた成果を上げている。</p> <p>なお、公害防止計画については、平成18年度においても計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある496市区町村のうち223市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。</p> <p><b>【効率性】</b>  地域環境行政支援情報システムの運用保守については、高度な情報管理・提供技術が必要とされることから民間業者が請負うこととしており、コスト面からも民間委託により効率的に事業が行われたと考える。</p> <p>また、環境と経済の好循環のまちモデル事業については、本事業の実施による直接的な事業効果のほか、モデル地域から他地域への波及効果も期待されるため、環境に配慮した地域づくりを支援する施策としては効率的な手段であると考えられる。</p> <p>なお、公害防止計画にかかる調査を都道府県に委託することによって、効率的に地域の公害対策の実施状況及び環境の現況等を把握している。</p>
---



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b>  地域環境行政支援情報システム(知恵の環)においては、情報提供内容の質的・量的な充実を追求するとともに、システムの周知を図り、さらなる利用を呼びかける。</p> <p>また、環境と経済の好循環のまちモデル事業について、平成18年度で新規地域の募集は終了したが、引き続き継続地域の取組を推進するとともに、事業効果の評価を行う。</p> <p>公害防止計画は、平成18年度末現在、246市区町村が計画策定地域として指定されており、引き続き都道府県に対し課題対応型の計画を作成するよう指導を行い、より実効性のある計画の推進を図っていく。</p> <p>21世紀環境立国戦略を踏まえ、公共交通を中心とした都市づくり等、環境負荷の小さいまちづくりの取組を図り、環境に配慮した美しいまちづくりを進めていく。</p>
---

目標 8-3	<b>環境パートナーシップの形成</b>						
	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。						
環境白書での位置づけ	7章2節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進						
関係課・室	民間活動支援室						
指標の名称及び単位	(間接)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数[万件] (間接)環境らしんばん登録団体数[団体] (参考)地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数[人]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	124	180	226	337	535	-	増加傾向を維持
	522	588	632	743	777	H18年度	2,000
	1,908	2,178	2,506	2,924	3,280		3,000
目標を設定した根拠等	基準年	、 H13年度		基準年の値	504	1,467	
	根拠等	プラザホームページへの平成13年度のアクセス数を3倍程度に増加する 平成13年度 NGO 総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録 平成13年度のメールマガジンの配信数を倍増					

評価・分析	<p><b>【必要性】</b>          持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO 側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方 EPO を拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。          環境行政を各主体とパートナーシップで取組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b>          プラザ/地方 EPO では、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組におけるNPO等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数は、平成18年度535万件に達し、目標(300万件)を達成した。また地方公共団体や企業がNPO等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。          地方EPOの整備により、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。          プラザにおいて、直接国民と政策等に関する情報提供・意見交換を行うことにより、国民から環境政策に建設的に参画しようとする動きが見られている。また実際に民間からの提言が政策化されるなど、環境問題への取組について、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。          環境 NPO の活動等を HP 上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、平成18年度777団体にとどまり目標(2,000団体)を達成できなかった。</p> <p><b>【効率性】</b>          インターネットの活用により幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報が容易に入手できるなど、効率的な対応が図られるようになった。          NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。          一方、プラザ/地方EPOで展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO/企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。</p>
-------	---



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b>          様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくためには、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ/地方 EPO の機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題であり、このため、          政策提言能力の向上や官民協働での政策づくりの政策提言能力を向上させるための支援、企業の優良なCSR活動の掘り起こしと成功パターンの原則を洗い出すとともに、全国に普及する。          プラザ及び地方 EPO と、関係団体との連携関係を構築し、その基盤を活用しながら環境パートナーシップ形成に必要な情報を全国に発信するためのシステムを構築する。          協働による環境保全型地域活性化のための資源発掘や合意形成等のツール及び活動モデルを開発し、全国の地方EPOを活用し、これらの手法等を生かした地域でのパートナーシップ事業形成の支援と事業間のネットワーク化を図り、行政からの資金援助に大きく依存しない持続可能な事業モデルを普及する。          エコポイント等国民の環境行動を促進する取組を全国的に普及させるためのプラットフォーム作りを目的として、企業、NPO、消費者団体等で形成されるフォーラムを立ち上げ、具体的な事業の立ち上げに向けた関係者の連携を促す。</p>
--

目標 8-4	<b>環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成</b>						
	NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。						
環境白書での位置づけ	7 章 2 節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進						
関係課・室	環境教育推進室						
指標の名称及び単位	(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人] (間接)こどもエコクラブの会員数[人]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	3,279	3,611	3,900	4,169	4,380	H18 年度	5,500
	77,417	82,299	83,156	110,236	137,532		110,000
目標を設定した根拠等	基準年	H 8 年 H14 年		基準年の値	0	77,417	
	根拠等	市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000 × 1/2=5,500 名という目標値を設定 平成 14 年度文部科学省統計要覧によると、小・中学生は約 1,100 万人であるため、その 1%となる 11 万人を達成根拠とする					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 持続可能な社会を構築するためには、国民各界各層が環境問題について理解し、環境に配慮した具体的な行動をとることが重要であり、全ての年齢層に対し、あらゆる機会を通じて、環境教育・環境学習を行うことが必要。 中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。 我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」が 2005 年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この 10 年間で重点的に環境教育を含む ESD を実施することが求められている。</p> <p><b>【有効性】</b> 地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、その会員数が平成 18 年度末で約 14 万人(目標 11 万人)、また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成 18 年度末で約 140 万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成 18 年度末で約 4,400 人に達しているが、目標(5,500 人)は達成できなかった。また、文科省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は 7 ブロック総勢 339 名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文科省、農水省、経産省及び国交省と連携して行っている人材認定等事業では、平成 18 年度末までに 22 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。 ESD の 10 年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、市町村の環境教育担当部局等にパンフレットを配布して普及啓発を図ったほか、ESD の 10 年促進事業により、全国 10 地域をモデルとして地域の多様な主体が参加した ESD を実施し、プログラム整備等行っており、全国への波及に向けて有効である。</p> <p><b>【効率性】</b> 文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。 基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、より適切かつ効率的に環境教育や ESD の普及啓発を行うことができる。 各施策それぞれ Web 上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。</p>						





<今後の展開>

環境保全の意識の醸成、さらには、具体的に行動できる人づくりに向けて、21世紀環境教育プランに基づき、「いつでも・どこでも・誰でも」環境教育に取り組むことができるよう環境教育・環境学習の場や機会の拡大、指導者の育成、プログラムの整備、情報提供・普及啓発などを引き続き推進する。

特に、持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりの取組が大切であるという認識のもと、環境教育の地域間格差を解消し、全国どこでも環境教育を受けることができるような教材、プログラムの整備に努める。環境カウンセラーについても、今後、質を維持しつつ量的拡大を図っていく中での目標達成を考えているが、地域間格差の解消という視点から、地方での人材発掘に努めていく。

さらに、子どもに対する環境教育については、教育基本法の改正を受け、今後ますますその重要性を増していくと考えられるため、文科省等との連携を強化し、学校での環境教育を推進していく。

また、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項に基づき、高等教育機関における環境人材育成支援施策を推進する。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

環境基本法・環境基本計画  
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)  
 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)  
 (平成16年法律第77号)  
 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)  
 自動車税のグリーン化等

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18 当初			H19 当初			H20 反映		
8-1	環境政策における経済的措置検討経費	13,527			12,691					
	環境と経済の統合に関する調査検討経費	23,190			21,220					
	環境ベンチャービジネス人材育成スキーム構築検討費	-			6,534					
	国等におけるグリーン購入推進等経費	34,193			38,667					
	製品対策推進経費	28,613			37,945					
	企業行動推進経費	58,815			81,533					
	地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-			-					
	環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(H20 予算事項名低炭素社会形成促進事業に係る利子補給事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-			-					
	国等における環境配慮契約等推進経費	-			-				新	
	環境投資等実態調査	-			-				新	
	環境関連商品購入促進方法調査事業	-			-				新	
	企業活動の環境影響見える化手法調査	-			-				新	
	建築物等エコ化可能性評価促進事業	-			-				新	
省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-			-				新		
8-2	地域環境計画等情報提供システム運営費	7,542			7,386				×	
	地域エコ推進事業(一般会計)	116,913			43,500					
	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特別会計)「再掲:1-1」	-			-					
	公害防止計画策定経費	15,830			8,628					
	コミュニティ・ファンド等を通じた環境保全活動支援促進事業(一般会計)	-			60,726					
コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-			-						
省CO2型都市づくりのための面的対策推進事業(H20 予算事項名 低炭素地域づくり面的対策推進事業費)(特別会計)「再掲:1-1」	-			-						
8-3	環境パートナーシップ推進費	117,140			117,854					
	地方環境パートナーシップ推進費	87,222			94,303					
	企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業	15,000			9,864					

8-3	協働による環境保全型地域活性化ツールの開発・実証事業	-	-	新
	エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般会計)	-	-	新
	エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計) 「再掲:1-1」	-	-	新
8-4	環境カウンセラー活用推進事業 (H20 予算事項名 環境カウンセラー事業)	30,961	25,841	
	こどもエコクラブ事業	108,290	87,919	
	環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	19,777	19,811	
	環境教育推進事務費	1,310	1,296	
	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(H20 予算事項名 地球温暖化を防ぐ学校エコ化事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	学校エコ改修と環境教育事業 (H20 予算事項名 学校のエコ化と環境教育事業)	45,000	45,000	
	我が家の環境大臣事業	100,000	71,949	
	環境教育等人材認定等事業登録事業	4,344	4,239	
	環境体験学習人材育成支援事業	12,475	-	×
	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業(H20 予算事項名 国連持続可能な開発のための教育の10年(ESD)促進事業)	34,716	42,058	
	持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業	-	68,000	×
	環境教育の推進に係る制度的検討(H20 予算事項名 2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育(ESD)の在り方検討)	-	6,100	
	地方メディアとの連携における地域の環境教育推進事業	-	5,581	×
	環境教育出前教材(「エコ学習トランク」)普及事業	-	21,352	
	国連大学拠出金	120,000	150,000	
	高等教育機関における持続可能な開発のための教育(ESD)推進事業 (アジア環境人材育成イニシアティブ事業)	-	-	新
発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究	-	-	新	
21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	-	-	新	
企業等が取り組む環境教育推進プロジェクト	-	-	新	
未就学児を対象とした環境教育	-	-	新	

#### 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
8-2	環境省における行政情報の電子的提供業務最適化計画によるシステム運用の集約のため。	環境省ホームページへ統合
8-4	他の予算事項と統合したため、終期となった。	8-4 で得られた結果を踏まえて、平成19年度からは、8-4 の新規事業を実施している。
8-4	予定の終期どおり。	8-4 で得られた結果を基に、平成20年度から8-4 の新規事業を実施予定
8-4	予定の終期どおり。	8-4 で得られた結果を基に、平成20年度から8-4 の新規事業を実施予定

#### 特記事項

##### < 政府重要政策としての該当 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成16年6月4日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成17年6月21日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成18年7月7日)

##### < 当該施策に係る府省庁 >

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省及び内閣府

< 昨年度評価書からの変更点 >

- 8-1 の指標に ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数[事業者]、エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合[%]を加えた。(第三次環境基本計画において、総合的環境指標として設定されているため)
- 8-2- 指標の目標値を策定団体数から策定団体率とした。(総合的環境指標に見合った指標への訂正)
- 8-2- モデル地域数から、CO2削減量を指標とした。(平成18年度に新規選定地域の公募を終了したこと及び稼働実績が報告されたため)
- 8-2- 指標の目標値を地域数から市区町村数とした。(より明確な動向把握が可能であるため)
- 8-2- 指標の目標値を 2,000 から 1,500 とした。(市町村合併により自治体数が減少したため)
- 8-3- 指標の目標値を 300 から増加傾向を維持とした。(当初の目標を達成したため)
- 8-3 の指標「タウンミーティングの開催回数及び参加者数」を削除した。(今後、小規模で内容を重視したものとするため)
- 8-3 の指標「MOEメールの件数」を削除した。(メールの内容には、環境施策に関係のない苦情や相談が多く、その件数の増減で施策を評価することは不相当であるため)

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	8-1-	環境ビジネスの市場規模
	8-1-	環境ビジネスの雇用規模
	8-1-	地方公共団体におけるグリーン購入実施率
	8-1-	(間接)ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数
	8-1-	(間接)エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合
	8-1-	(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)
	8-1-	(間接)環境会計実施企業(上場/非上場)
	8-2-	地域環境総合計画策定団体率
	8-2-	環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO <sub>2</sub> 排出削減量
	8-2-	(間接)公害防止計画策定地域を構成する市区町村数
	8-2-	(参考)地域環境行政支援情報システム(知恵の環)のアクセス件数
	8-3-	(間接)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数
	8-3-	(間接)環境らしんばん登録団体数
	8-3-	(参考)地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数
	8-4-	(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)
8-4-	(間接)こどもエコクラブの会員数	
指標の解説	8-1-	: OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの市場規模について算出したもの
	8-1-	: OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの雇用規模について算出したもの
	8-1-	: 地方公共団体、上場企業、非上場企業におけるグリーン購入の組織的な実施状況をアンケート調査により把握した割合
	8-1-	: ISO14001、エコアクション21の登録事業者数
	8-1-	: SRI ファンドの純資産残高
	8-1-	: 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・公表状況をアンケート調査により把握した割合
	8-1-	: 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況をアンケート調査により把握した割合
	8-2-	: 全地方公共団体に占める、地域環境総合計画を策定している地方公共団体の割合
	8-2-	: 交付金事業における施設整備による CO2 削減効果
	8-2-	: 公害防止計画策定地域における市区町村の数(及び策定地域数)
	8-2-	: 地域環境行政支援システム(知恵の環)の1日当たりのアクセス件数
	8-3-	: パートナーシップ情報を入手するためにプラザホームページにアクセスのあった件数
	8-3-	: 情報を発信するために環境らしんばんに登録のあった団体数
	8-3-	: プラザ/オフィスからのタイムリーな情報をメールマガジン配信した人数
	8-4-	: 市民や事業者が必要となときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000 × 1/2=5,500 名という目標値を設定。
8-4-	: 平成 14 年度文部科学省統計要覧によると、小・中学生は約 1,100 万人であるため、その 1%となる 11 万人を達成根拠とする。	

評価に用いた資料等	8-1- 環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討業務報告書(環境省) 8-1- グリーン購入に関するアンケート調査及び環境にやさしい企業行動調査(環境省) 8-1- ISO14001 適合組織統計データ((財)日本適合性認定協会)、エコアクション21認証・登録事業者リスト((財)地球環境戦略研究機関持続性センター) 8-1- 日本のSRIファンドパフォーマンス 純資産残高(モーニングスター社)、8-1- 環境にやさしい企業行動調査(環境省) 8-3- プラザ/オフィス各種統計
-----------	---



指標に影響を及ぼす外部要因	8-1- 市町村合併 8-1- 事業者の統廃合等
---------------	-----------------------------